

交通等傷害共済 あんしんセット

賠償責任補償特約 2 億円が付帯
(ご家族が起こされた賠償責任事故も対象です。)

ご加入に
年齢制限
なし

交通等傷害共済あんしんセット【組み合わせ例】

セット内容	交通事故（等）による本人のケガの保障（補償）					賠償責任 (ご本人とその ご家族の補償)	年掛金／ 年間保険料
	死亡※3	身体障害	後遺障害	入院（日額）	通院（日額）		
尼崎市民共済の 交通等傷害共済3口※1	150万円	90万円	—	1,800円	1,200円	—	1,500円
共栄火災の 交通事故傷害保険※2	123万円 ※4	—	4.92万円～123万円 ※4	—	—	2億円	1,500円
合 計	273万円	90万円	最高123万円	1,800円	1,200円	2億円	3,000円

※1 交通等傷害共済の契約口数は、1口（年掛金500円）から4口（年掛金2,000円）までご加入いただけます。

※2 交通事故傷害保険は、「死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約」「賠償責任補償特約」が付帯されます。

※3 尼崎市民共済の交通等傷害共済と共栄火災の交通事故傷害保険は、それぞれの規約（約款）に基づき保障（補償）するもので、特に死亡された場合のお支払いの対象は異なることがあります。詳しくは、後日、お送りします「重要事項説明書」および本紙をご確認ください。

※4 今年度の保険始期日時時点の被保険者数が20名以上になった場合、団体割引が適用され、死亡・後遺障害保険金額が増額されることがあります。

賠償責任補償特約の内容

被保険者及びそのご家族※5の方が、国内・国外を問わず、日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



自転車で歩行人にケガを
させてしまった。



水漏れにより
他人の住宅・
家財をよごと
てしまった。



ショッピング中にお店の
商品を壊してしまった。



飼い犬が他人にかみついて
ケガをさせてしまった。

※5 ご家族の範囲は3ページをご確認ください。



尼崎市民共済生活協同組合

〒660-0881 尼崎市昭和通 2丁目6-68 尼崎市民共済センター 7階
営業時間 9:00～17:00(土曜、日曜、祝日、年末年始は休業)

尼崎市民共済は、営利を目的としない生活協同組合として、組合員一人ひとりが出資金を出し合い、協同で組合を運営・利用する非営利の組織です。ご利用の場合は、出資金50円以上が必要となります。

☎06-6481-0005

FAX 06-6482-2409

ホームページから
資料請求ができます。



交通等傷害共済

ご加入に
年齢制限
なし

入院・通院1日目からお支払いします。

共済金をお支払いする事故

被共済者が国内において、交通事故または火災事故を直接の原因として被った傷害に対し、共済金をお支払いします。



自転車を運転中に転倒した。



歩行中に自動車または自転車に衝突された。



火災で避難する際にガラスで足を切った。

このほか、運行中の車両等の接触により移動または倒壊した物体との接触等によって被った傷害

共済金の請求には、交通事故証明書（人身事故）が必要です。事故にあわれた場合はすぐに警察に届けください。

共済掛金と保障内容

1口（500円）から4口（2,000円）のうち、ご希望の口数をご加入いただけます。

契約口数 (年掛金)		1口 (500円)	2口 (1,000円)	3口 (1,500円)	4口 (2,000円)	保障の内容
医療共済金 (1日につき)	入院	600円	1,200円	1,800円	2,400円	事故の日から起算して180日以内に入院・通院の治療を受けたとき
	通院	400円	800円	1,200円	1,600円	
身体障害共済金		30万円	60万円	90万円	120万円	事故の日から起算して、1年以内に身体障害福祉法の1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けたとき
死亡共済金		50万円	100万円	150万円	200万円	事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき
最低保障額		8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	1事故につきお支払いできる共済金の最低金額

表紙記載の例

共済金が制限される場合

次の内容による請求については、お支払いする日数に制限があります。

制限される内容	制限日数
通院による治療	60日
頸部症候群（むち打ち症）または、腰・背痛で他覚症状（神経学的検査、レントゲン検査又は脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚症状（疼痛等）による場合は除く。）のない傷害	入院・通院を問わず 30日
医師の同意のないあん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師による治療	
自動車安全センターの発行する交通事故証明書が物損事故に係るもの	入院・通院を問わず 20日
交通事故証明書により難しい場合で、信ぴょう性のある第三者（事故の現場を目撃した人で、親族および事故当事者等の利害関係者以外の人）の現認書による請求	

家族パック割引契約 もあります

4人以上のご家族で全員にご契約いただきますと、掛金の引きがある場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

例えば

4人家族で

4口ずつの契約…

掛金8,000円

のところ

7,000円

となります。



交通事故傷害保険

2億円の賠償責任補償特約が付帯

保険金をお支払いする事故及び補償を受けられる方の範囲

交通事故によるケガ（死亡・後遺障害）：ご本人を補償



乗り物によるケガ

- ・乗物にはねられたときのケガ
- ・乗物に乗っていると
きのケガ



駅の改札口を 入ってから出る までの間のケガ

駅のホームの階段で
転んでケガをした。

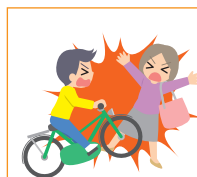


乗り物の火災に よるケガ

バスの火災でケガを
した。

※ご本人とは「加入者証」の「被保険者」欄に記載の方をいいます。

賠償責任補償特約：ご本人とご家族を補償



自転車で通行人にケガ
をさせてしまった。



ショッピング中にお店の
商品を壊してしまった。



飼い犬が他人にかみつ
てケガをさせてしまった。

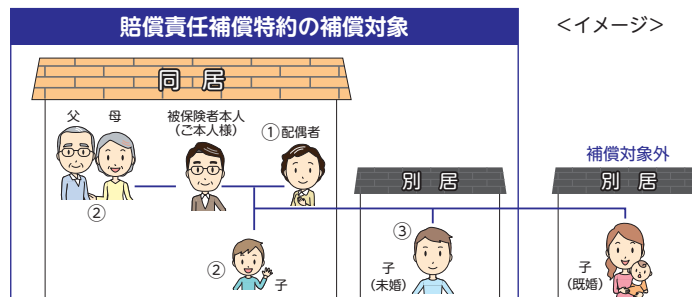
※なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

※被保険者とは、保険の補償を受けられる方をいいます。

ご家族の範囲

- ① ご本人様の配偶者様
- ② ご本人様または配偶者様の同居の親族
親族とは、ご本人の6親等以内の血族または
3親等以内の姻族をいいます。
- ③ ご本人様または配偶者様の別居の未婚
(婚姻歴がないこと) のお子様

続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。



補償内容

ケガ（ご本人のみ）	死亡保険金	国内・国外を問わず、交通事故または交通乗用具の火災によってケガをされ、事故の日から起算して180日以内に死亡されたときに「死亡・後遺障害保険金額」の全額をお支払いします。すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払いの対象とはなりません。） ※すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、「死亡・後遺障害保険金額」からすでに支払った額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害保険金	国内・国外を問わず、交通事故または交通乗用具の火災によってケガをされ、事故の日から起算して180日以内に身体に後遺障害が生じたとき、死亡・後遺障害保険金額を限度として「死亡・後遺障害保険金額」の4%～100%の保険金をお支払いします。 ※保険のご契約期間を通じて、合算して「死亡・後遺障害保険金額」が限度となります。
賠償責任補償特約		日本国内・国外を問わず、下記①、②の偶然的事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用及び緊急措置に要した費用等の合計額をお支払いします。 ①被保険者ご本人の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然的事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然的事故

交通等傷害共済重要事項説明書（抜粋）

この書面は、交通等傷害共済に関する重要事項（**契約概要** **注意喚起情報** 等）について説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要 …共済商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報 …ご契約に際して共済契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。

この「重要事項説明書」に記載のない事項につきましては、「共済ガイド」をご確認ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 共済商品の仕組み **契約概要**

被共済者が、交通事故または火災事故（以下「交通事故等」といいます。）により傷害を受けた場合に、共済金をお支払いするものです。

(2) 共済金をお支払いする傷害 **契約概要** **注意喚起情報**

共済金をお支払いする傷害は、日本国内（日本の領土、領海、領空内）における、次に掲げるものです。

- ① 運行中の車両および交通機関（以下「車両等」といいます。）を利用して被共済者が、当該車両等の衝突、接触および転倒等の交通事故に起因して被った傷害
- ② 運行中の車両等を利用していない被共済者が、運行中の車両等（これに積載されているものを含みます。）に衝突または接触等の交通事故に起因して被った傷害
- ③ 運行中の車両等の接触により移動または倒壊した物体との接触等の交通事故に起因して被った傷害
- ④ 火災事故に起因して被った傷害
- ⑤ 前各号のほか当組合の審査委員会が交通事故等による傷害と認めた傷害

【用語の説明】

交通事故	道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する道路における運行中の車両または運行中の交通機関により発生した人身事故をいいます。
車 両	道路交通法に規定する車両（自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、そり、牛馬、トロリーバス）および身体障害者用車いすをいいます。
交通機関	汽車、電車、気動車、電動車および旅客運送事業の用に供する航空機、船舶そのほかもっぱら人または物品を運送することを目的とする機器をいいます。
運 行 中	人または物品を運送するとしなにかかわらず、車両および交通機関を当該装置の用い方に従い、走行または移動していることをいいます。

(3) 共済金をお支払いできない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① 国外（日本の領土、領海、領空外）での交通事故等
- ② 事業所、公園、学校、駐車場、ガソリンスタンド、ガレージ等の内部（道路交通法上で道路として認められていない場所）での交通事故
- ③ 現認書による請求の場合の死亡または身体障害共済金。ただし、身体障害者用車いすによる自損事故や車いすと歩行者との衝突または接触等による交通事故は除きます。
- ④ 共済契約者または被共済者の故意により生じた傷害
- ⑤ 共済契約者の故意によって生じた傷害。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、他の者が受取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ⑥ 被共済者の自殺行為または犯罪行為により生じた傷害
- ⑦ 破裂、爆発（ただし、火災事故に起因するものは除きます。）により生じた傷害
- ⑧ 被共済者が、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた傷害
- ⑨ 被共済者が、道路交通法に定める酒酔または薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた傷害
- ⑩ 被共済者が、自動車または原動機付自転車を、法定制限速度を25キロメートル毎時以上超過して運転している間に生じた傷害
- ⑪ 発生原因が直接であると間接であると問わずに掲げる事由によって生じた交通事故等による傷害（これらの事由によって発生した火災事故が延焼または拡大して生じた傷害及び発生原因のいかなを問わず火災事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた傷害を含みます。）
 - ア 戦争、その他の変乱により生じた傷害
 - イ 地震、噴火または津波等の天才により生じた傷害
 - ウ 風水害により生じた傷害
 - エ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有毒な特性もしくは

- はこれらの特性に起因する事故により生じた傷害
 - オ エ以外の放射線照射または放射能汚染により生じた傷害
 - ⑫ 共済契約の申込み、共済金の請求および受領に際し、共済契約者または共済金受取人が詐欺行為を行ったとき。
 - ⑬ 共済契約者または共済金受取人が正当な理由なく事故発生の通知を怠ったときおよび事故等の調査を拒み、または妨げた場合において、当組合が共済金の額の認定ができないとき。
 - ⑭ 共済契約者または共済金受取人が共済金請求にかかる書類に故意に不実のことを表示し、または当該書類もしくはその損害にかかる証拠を偽造し、もしくは変造したとき。
 - ⑮ 共済契約者が「2 契約締結時におけるご注意事項（1）告知義務」の事項につき、故意または重大な過失により事実を告げず、又当該事項につき不実のことを告げ、当組合が共済契約を解除した場合
 - ⑯ 共済契約者が「3 契約締結後におけるご注意事項（1）通知義務」の事項のうち危険増加（告知事項についての危険が高くなり、共済契約で定められている共済掛金が当該危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいう。）に関係のある事項につき通知を怠り、当組合が共済契約を解除した場合
 - ⑰ 重大事由（共済金給付の請求についての詐欺、共済金給付を目的にして損害を生じさせることなど）により当組合が共済契約を解除もしくは取消した場合
 - ⑱ 共済契約限度口数（4口）を超過した場合（超過した部分の共済契約に基づく共済金）
 - ⑲ 共済契約関係者または共済金受取人が、次にいずれかに該当し共済契約を解除した場合
 - ア 暴力団、暴力団員（暴食団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ※ 家族パック割引契約について、一部の被共済者が⑲に該当する場合は、家族パック割引契約自体が無効となります。

(4) お支払いする共済金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

共済契約1口あたりの共済金額は次のとおりで、被共済者1人について4口までご契約できます。

※下記①～③の共済金額につきましては、2ページをご覧ください。

- ① 死亡共済金
被共済者が交通事故等を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡したときに、死亡共済金をお支払いします。
- ② 身体障害共済金
被共済者が交通事故等を直接の原因として、事故の日から起算して1年以内に身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）施行規則別表「身体障害者障害程度等級表」により、1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けた場合または当該手帳の交付申請中の状態にある場合は、身体障害共済金をお支払いします。
- ③ 医療共済金
被共済者が交通事故等の傷害を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に医師等に受けた治療について、共済金をお支払いします。通院については60日を限度とします。
（注）入院、通院を問わず共済金をお支払いする日数の制限につきましては、2ページをご覧ください。
- ④ 共済金の最低保障額
1事故に基づく傷害についてお支払いする医療共済金の額が、次の表の額に満たない場合は、当該金額を共済金としてお支払いします。

契約口数	1口	2口	3口	4口
最低保障額	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円

⑤ 共済金のその他の制限

ア 交通事故等による傷害の治療中に、新たに他の交通事故等により傷害を受けた場合は、別々に共済金を請求していただきますが、この場合は先の請求の治療期間は新たに交通事故等にあった日の前日までとします。

イ 交通事故等と関係なく発生した病気や傷害により、交通事故等による傷害の程度が重くなったときは、その影響がなかった場合に相当する傷害の共済金の額を決定し、お支払いします。又、治療を受けなかったり、怠ったりした結果、交通事故等による傷害の程度が重くなった場合も同様です。

⑥ 共済金が減額される場合

被共済者の法令違反に起因する傷害について支払う共済金は、次の基準により減額して支払います。

10 分の 5 減額の基準	
1	被共済者が、自動車または原動機付自転車を法定制限速度を 20 キロメートル毎時以上 25 キロメートル毎時未満を超過して運転している間に生じた傷害
2	被共済者が、道路交通法に規定する酒気帯び運転の状態で車両を運転している間に生じた事故
3	被共済者が、道路交通法に規定する共同危険行為等により車両を運転している間に生じた傷害
4	被共済者が、道路交通法に規定する信号機または警察官もしくは交通巡視官の手信号等に従わないで車両を運転している間に生じた傷害
5	被共済者が、運転者の無免許または酒酔等である事実を知りながら同乗していた間に生じた傷害
10 分の 3 減額の基準	
被共済者の法令違反に起因して生じた傷害。 ただし、10 分の 5 減額の基準に該当する場合を除く	

(5) 附帯できる特約とその概要 **契約概要**

この共済契約に附帯できる特約はありません。

(6) 契約の対象 **契約概要**

共済契約者および共済契約者との世帯に属する方を被共済者として、ご契約の対象とすることができます。

(7) 保障の開始日および契約期間 **契約概要** **注意喚起情報**

① 保障の開始日：共済掛金を払い込みいただいた日の翌日の正午以降で、ご指定の日の正午から共済契約の効力が発生します。

② 契約期間：1 年間

(8) 掛金の額と払込方法等

① 掛金の額 **契約概要**

ア 一般契約

契約口数	1 口	2 口	3 口	4 口
年掛金	500 円	1,000 円	1,500 円	2,000 円

イ 家族パック割引契約

同一の世帯に属する親族が 4 人以上で全員が加入する場合は、次の条件で割引契約をすることができます。

●家族パック割引契約 A

世帯人数	世帯主	配偶者	その他の親族	口数合計	共済掛金
4 人	4 口	4 口	2 口 × 2 名	12 口	5,000 円
世帯人数	世帯主	その他の親族		口数合計	共済掛金
5 人	4 口	2 口 × 4 名		12 口	5,000 円
6 人	4 口	2 口 × 5 名		14 口	6,000 円

●家族パック割引契約 B

世帯人数	世帯主	配偶者	その他の親族	口数合計	共済掛金
4 人	4 口 × 4 名			16 口	7,000 円
世帯人数	世帯主	その他の親族		口数合計	共済掛金
5 人	4 口 × 5 名			20 口	9,000 円
6 人	4 口 × 6 名			24 口	11,000 円

※ 7 人以上の家族パック割引契約につきましては、当組合にお問い合わせください。

② 掛金の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

掛金は一括払い込みとし、次の方法より選択できます。

ア. 直接集金方式（尼崎市内のみ）

イ. 指定金融機関等への払込方式

ウ. 口座振替方式

(9) 掛金の払込猶予期間の取扱い **注意喚起情報**

この共済契約には共済掛金の支払猶予期間はありません。必ず希望する共済契約の保障の開始日の前日までに、共済掛金を払い込みください。

(10) 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この共済契約は掛け捨て型で、交通等傷害共済事業規約で定められた契約者割戻しおよび満期返戻金はありません。

(11) その他ご注意いただきたい事項 **注意喚起情報**

① 共済契約が無効となる場合

共済契約者および共済契約者との世帯に属する方以外を被共済者とする共済契約を締結した場合、共済契約は無効となり、共済金をお支払いできません。

② 共済契約が消滅する場合

共済契約の成立後、被共済者が死亡した場合、当該被共済者にかかる共済契約は、当該事実が発生した時において消滅します。

③ 共済契約を解除する場合

この組合は、次に掲げる事由がある場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

ア 共済契約関係者又は共済金受取人が、この組合に当該共済契約に基づく共済金給付を行わせることを目的にして損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

ウ 共済契約関係者または共済金受取人が、次のいずれかに該当すること。

a 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。

b 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

c 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

d その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 **注意喚起情報**

共済契約の当時、共済契約者は、この組合に共済契約申込書の記載事項のうち損害の発生の可能性に関する重要な事項として、次に掲げる告知事項について、知っている事実を告げなければならず、又当該事実につき不実のことを告げてはなりません。

事実を告げなかった場合、又、不実のことを告げた場合には、ご契約が解除となることや、共済金をお支払いできないことがあります。

① 共済契約者の氏名およびこれを特定するために必要な事項

② 被共済者の氏名およびこれを特定するために必要な事項

③ 被共済者につき、身体の傷害を担保する法律に基づく他の契約締結の有無

④ その他危険の測定に関する事項

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

この共済契約は、クーリングオフ制度（契約の申込みの撤回または解除）の適用はありません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

共済契約者は、共済契約成立後、次の事実が発生した場合には、当組合に書面による通知をしなければなりません。通知がない場合は、ご契約が解除となることや、共済金をお支払いできないことがあります。

① 被共済者につき、身体の傷害を担保する法律に基づく他の契約を締結すること。

② 「2 契約締結時におけるご注意事項 (1) 告知義務」に掲げる告知事項の内、危険の測定に関する事項について、その内容に変更が生じたとき。

③ 共済契約者および被共済者の氏名またはこれを特定するために必要な事項に変更が生じたとき。

(2) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができます。（共済契約を解約する場合は当組合へお問い合わせ下さい。）

なお、解約時期により、解約返戻金を払い戻す場合があります。（※共済金の給付を受けた後に解約をする場合は、払い戻しはありません。）

交通事故傷害保険の特にご注意いただきたい内容

- 新たに加入される方の保険期間は、交通等傷害共済保障開始日から翌年の保障開始応当月の1日午後4時までとなります。

（交通等傷害共済の保障期間の途中からにご加入される場合の保険期間は、ご加入日から交通等傷害共済期間終了月の1日午後4時までとなります。）

- 継続契約される方の保険期間は、交通等傷害共済の保障開始応当月の1日午後4時から1年間となります。

- 保険金をお支払いできない主な場合

〔交通事故傷害保険〕

- ・組合員、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ・脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
- ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ・戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロ行為によるケガを除く）
- ・職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ
- ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
- ・職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ
- ・職務または実習のための船舶搭乗中のケガ
- ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンにのっている間のケガ
- ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの

…など

※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

〔賠償責任補償特約〕

- ・組合員または被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による損害賠償責任
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任
- ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任（テロ行為による損害賠償責任を除く）
- ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。）
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任
- ・自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

…など

- 死亡受取人の指定

死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いしますが、保険事故発生前（お申し込み時を含みます。）で、かつ被保険者の同意があれば特定の方を死亡保険金受取人としてご指定いただくことができます。この場合、別途手続きが必要となりますので、組合事務局にお問い合わせください。

- 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）

- ・被保険者の職業・職種
- ・他の保険契約等

（注）「他の保険契約等」とは、普通傷害保険、交通事故傷害保険などの身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

- ご契約後に内容に変更が生じた場合に、ご連絡いただく事項

- ・被保険者の変更
- ・死亡受取人を指定している場合の死亡受取人の変更

- 保険料の払込方法

初年度は振込み、または現金でお支払いいただきます。

翌年からは交通等傷害共済と同時のお支払いとなります。

- 代理請求制度について

被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。詳しくは、組合事務局にお問い合わせください。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険にご加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

用語の解説(1)

- 交通事故
- ・運行中の乗物（自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶など）との衝突、接触などの事故
 - ・運行中の乗物（自動車、自転車、電車、バス、航空機、機、船舶など）の火災、爆発などの事故
 - ・運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ・乗客として駅などの乗降場構内の改札口を入ってから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故
 - ・作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故
 - ・作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故
 - ・乗物の火災による事故

ケガ 有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性の食中毒は含みません。

乗物 交通事故傷害保険においては「乗物」としてお取り扱いしないものがあります。（スケートボード、キックボード、ストライダー等）

急激かつ偶然な外来の事故とは、…

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外からの作用によるもの

【上記3項目に該当しない例】

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

配偶者 婚姻の届出をした配偶者に限らず、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

保険金額 保険契約により補償される損害が発生した場合に保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

保険契約者 ご契約のお申し込みをされる方です。保険契約者は、保険料の支払義務があります。本契約では尼崎市民共済生活協同組合となります。

保険料 保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

交通事故傷害保険重要事項説明書

●この書面は、交通事故傷害保険に関する重要事項（〈契約概要〉〈注意喚起情報〉等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

〈契約概要〉→保険商品の内容をご理解いただくための事項

〈注意喚起情報〉→ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

なお、主な約款は共栄火災ホームページ（<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>）に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

本団体契約は、尼崎市民共済生活協同組合（以下「団体」といいます。）をご契約者とし、その組合員およびそのご家族で交通等傷害共済とともに交通事故傷害保険にご加入いただいた方を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とし、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社とする団体契約です。

したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は尼崎市民共済生活協同組合が有します。

交通等傷害共済を解約された場合、この保険契約も解約となります。被保険者が保険料を負担する場合には、団体が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み 〈契約概要〉

この保険は被保険者が交通事故でケガをしたとき、または交通乗用具の火災によってケガをしたときに保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 〈契約概要〉

被保険者の範囲は3ページでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 〈契約概要〉〈注意喚起情報〉

基本となる補償内容は3ページでご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 〈契約概要〉

この保険でセットできる特約は3ページでご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意 〈注意喚起情報〉

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）1 保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	個人用火災総合保険 賠償責任補償特約

(7) 保険金額の設定等 〈契約概要〉

保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ c. にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、本紙でご確認ください。
- 各保険金額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。

c. 保険金額・日額は、高額医療費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 〈契約概要〉

〈注意喚起情報〉

この保険の保険期間は原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当組合におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますので組合事務局にご確認ください。

(9) 保険料の決定の仕組み 〈契約概要〉

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料は本紙もしくは組合事務局にご確認ください。

(10) 保険料の払込方法等 〈契約概要〉〈注意喚起情報〉

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払になります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や保険料相当額のとりまとめ方法については組合事務局にご確認ください。

(11) 満期返れい金・契約者配当金 〈契約概要〉

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入申込書の記載上の注意事項）〈注意喚起情報〉

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- 被保険者の職業・職種
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ 〈注意喚起情報〉

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 〈注意喚起情報〉

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 脱退時の返れい金 〈契約概要〉〈注意喚起情報〉

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。組合事務局までご連絡ください。

■ご注意ください事項

○団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間

用語の解説 (2)

〔賠償責任補償特約の注意事項〕

- (注 1) 損害賠償金は、1 回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。
- (注 2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。
- (注 3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。
- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 - ・この保険契約の支払責任額
 - ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 - ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額} -$$

他の保険契約から支払われた保険金または共済金の合計

- (注 4) 訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112 [通話料無料]

[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起きたら・・・

すみやかに共栄火災営業店、組合事務局または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077 [通話料無料]

■指定紛争解決機関《注意喚起情報》

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル・通話料有料]

[受付時間] 平日午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。

○始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込み状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(2) 被保険者からの解約《注意喚起情報》

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、組合事務局までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い《注意喚起情報》

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は 80% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%) まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い《注意喚起情報》

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります (商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報 (センシティブ情報) の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先 (保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>

(3) 重大事由による解除

- 次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことがあります。

(5) 事故が起きた場合

事故が起きた場合は、すみやかに組合事務局または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。